

事務連絡
令和8年3月5日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和 8 年厚生労働省告示第 73 号。以下「改正材料価格基準」という。）が本日付けをもって告示され、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 61 号。以下「材料価格基準」という。）が改正されたところであるが、別表Ⅴ、Ⅵ及びⅦに規定する特定保険医療材料料の算定については、下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。

なお、本通知は、令和 8 年 6 月 1 日から適用することとし、従前の「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）は、令和 8 年 5 月 31 日限り廃止する。

記

1 特定保険医療材料料について

特定保険医療材料料については、「特定保険医療材料の定義について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号。以下「定義通知」という。）の各号に規定する定義のいずれかに該当する医療機器のうち、「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」（令和 8 年 2 月 13 日産情発 0213 第 4 号、保発 0213 第 6 号）に規定する手続を経たものを使用した場合に限り算定できるものであり、その取扱いについては、以下によるものであること。

2 材料価格基準Ⅴに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯周組織再生材料とは、定義通知別表Ⅳ023 に規定するものであり、歯周組織の再生を図る目的で、被覆、塗布又は充填等によって口腔内の患部に適用される材料であって、歯周組織再生誘導手術が可能なものであること。
- (2) インプラント体、暫間装着体、スクリュー、アバットメント、アタッチメント及びシリンダー

とは、定義通知別表Ⅳに規定するものであり、広範囲な顎骨欠損等の特殊な症例に対して適用される材料であって、広範囲顎骨支持型装置埋入手術が可能なものであること。

3 材料価格基準の別表のⅥに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯冠修復及び欠損補綴に係る材料料点数は、別紙1に示すものを標準として算定する取扱いであること。
- (2) 歯科用コバルトクロム合金線（バー用）及び歯科用ステンレス鋼線（バー用）とは、定義通知別表Ⅴ022及びⅤ024に規定するものであり、屈曲バー用をいうものであること。
- (3) スルフォン樹脂レジン歯とは、定義通知別表Ⅴ033及びⅤ034に規定するものであり、ポリサルフォン樹脂レジン歯及びレイニング人工歯をいうものであること。
- (4) 硬質レジン歯とは、定義通知別表Ⅴ035及びⅤ036に規定するものであり、一般的名称が「硬質レジン歯」であり、かつ、2層又は3層構造を有し、エナメル部の硬さが21HV0.2以上のレジン歯をいうものであること。
- (5) 義歯床用熱可塑性樹脂とは、定義通知別表Ⅴ045に規定するものであり、熱可塑性を有する、義歯床用のポリエーテルサルホン樹脂、ポリサルフォン樹脂、強化ポリカーボネート樹脂、アクリリック樹脂及びポリエステル樹脂であって、当該材料により作製された有床義歯が臨床上使用できる強度を有しているものであること。
- (6) 歯科用合着・接着材料Ⅰとは、定義通知別表Ⅴ046に規定するものであり、接着性モノマーを含むMMA系レジンセメント又はコンポジット系レジンセメントである接着性レジンセメントをいうものであること。
- (7) 歯科用合着・接着材料Ⅱとは、定義通知別表Ⅴ047に規定するものであり、歯科用合着・接着材料Ⅰに該当しない、接着性レジンセメント及び接着性グラスアイオノマー系レジンセメントをいうものであること。
- (8) 歯科用合着・接着材料Ⅲとは、定義通知別表Ⅴ048に規定するものであり、グラスアイオノマーセメント及びシアノアクリレート系セメントをいうものであること。
- (9) 歯科用合着・接着材料Ⅳとは、定義通知別表Ⅴ049に規定するものであり、歯科用燐酸亜鉛セメント、ハイボンド燐酸亜鉛セメント、カルボキシレートセメント、水硬性セメント及び仮着用セメントをいうものであること。
- (10) 歯科充填用材料Ⅰとは、定義通知別表Ⅴ050に規定するものであり、光重合型複合レジン（充填用・硬化後フィラー60%以上）及び光重合型充填用レジン強化グラスアイオノマー並びに初期う蝕小窩裂溝充填塞材で、粉末と液及びペーストをいうものであること。
- (11) 歯科充填用材料Ⅰ・複合レジン系の特定保険医療材料には、フィラーの含有量によらず、高分子系の初期う蝕小窩裂溝充填塞材が含まれること。
- (12) 歯科充填用材料Ⅱとは、定義通知別表Ⅴ051に規定するものであり、複合レジン（充填用・硬化後フィラー60%以上）及びグラスアイオノマーセメント（充填用）で、粉末と液及びペーストをいうものであること。
- (13) スクリューポストとは、定義通知別表Ⅴ057に規定するものであり、支台築造用に用いるスクリュー型の合釘をいうものであること。
- (14) ファイバーポストとは、定義通知別表Ⅴ059に規定するものであり、支台築造用に用いるガラス繊維を68%以上含有する合釘をいうものであること。
- (15) スクリュー、アバットメント、アタッチメント及びシリンダーとは、定義通知別表Ⅴに規定するものであり、広範囲な顎骨欠損等の特殊な症例に対して適用される材料であって、広範囲顎骨支持型補綴が可能なものであること。
- (16) 3次元プリント有床義歯歯冠部用材料及び3次元プリント有床義歯義歯床用材料とは、定義通知別表Ⅴ070及びⅤ071に規定するものであり、3次元プリント有床義歯に対して適用される材料であること。
- (17) その他の特定保険医療材料の算定については、昭和43年6月26日保険発第30号の2の通知によること。

4 材料価格基準の別表のⅦに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯科矯正に係る材料料点数は、別紙2に示すものを標準として算定する取扱いであること。
- (2) その他の1と共通の項目については1と同様であること。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 139 点
- ロ 小白歯・前歯 86 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 58 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ 標準型 17 点
- ロ 自動練和型 36 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

- イ 標準型 10 点
- ロ 自動練和型 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III

12 点

(4) 歯科用合着・接着材料 IV

4 点

2 仮着 (1 歯につき)

4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ 標準型 17 点
- ロ 自動練和型 36 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

- イ 標準型 10 点
- ロ 自動練和型 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III

12 点

(4) 歯科用合着・接着材料 IV 又は歯科充填用即時硬化レジ

4 点

M009 充填 (1 窩洞につき)

1 歯科充填用材料 I

(1) 複合レジン系	
イ 単純なもの	12 点
ロ 複雑なもの	31 点
(2) グラスアイオノマー系	
イ 標準型	
a 単純なもの	7 点
b 複雑なもの	18 点
ロ 自動練和型	
a 単純なもの	8 点
b 複雑なもの	21 点
2 歯科充填用材料 II	
(1) 複合レジン系	
イ 単純なもの	4 点
ロ 複雑なもの	11 点
(2) グラスアイオノマー系	
イ 標準型	
a 単純なもの	3 点
b 複雑なもの	8 点
ロ 自動練和型	
a 単純なもの	6 点
b 複雑なもの	17 点
M010 金属歯冠修復 (1 個につき)	
1 14 カラット金合金	
(1) インレー	
複雑なもの	2,562 点
(2) 4 分の 3 冠	3,201 点
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 大臼歯	
イ インレー	
a 単純なもの	574 点
b 複雑なもの	1,062 点
ロ 5 分の 4 冠	1,337 点
ハ 全部金属冠	1,682 点
(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー	
a 単純なもの	391 点
b 複雑なもの	778 点
ロ 4 分の 3 冠	961 点
ハ 5 分の 4 冠	961 点
ニ 全部金属冠	1,204 点
3 銀合金	
(1) 大臼歯	
イ インレー	
a 単純なもの	36 点

b 複雑なもの	62 点
ロ 5分の4冠	80 点
ハ 全部金属冠	99 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー	
a 単純なもの	22 点
b 複雑なもの	46 点
ロ 4分の3冠（乳歯を除く。）	57 点
ハ 5分の4冠（乳歯を除く。）	57 点
ニ 全部金属冠	72 点
M010-2 チタン冠（1歯につき）	50 点
M010-3 接着冠（1歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1) 前歯	961 点
(2) 小臼歯	961 点
(3) 大臼歯	1,337 点
2 銀合金	
(1) 前歯	57 点
(2) 小臼歯	57 点
(3) 大臼歯	80 点
M010-4 根面被覆（1歯につき）	
1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ 大臼歯	574 点
ロ 小臼歯・前歯	391 点
(2) 銀合金	
イ 大臼歯	36 点
ロ 小臼歯・前歯	22 点
2 レジン充填によるもの	
(1) 複合レジン系	12 点
(2) グラスアイオノマー系	
イ 標準型	7 点
ロ 自動練和型	8 点
M011 レジン前装金属冠（1歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	1,500 点
2 銀合金を用いた場合	159 点
M011-2 レジン前装チタン冠（1歯につき）	50 点
M015 非金属歯冠修復（1歯につき）	
1 レジンインレー	
(1) 単純なもの	31 点
(2) 複雑なもの	43 点
2 硬質レジンジャケット冠	
(1) 歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2) 歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 328点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 169点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 142点

3 大臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 273点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅴ） 615点

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 169点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 142点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 273点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1歯につき 1点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,936点

ロ 小臼歯 1,459点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 76点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 1,164点

ロ 小臼歯 1,459点

ハ 大臼歯 1,936点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 97点

ロ 小臼歯 97点

ハ 大臼歯 97点

M017-2 高強度硬質レジンプリッジ（1装置につき）

1,068点

M017-3 チタンブリッジ（1装置につき）

161点

M018 有床義歯

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1 局部義歯（1床につき）

- (1) 1歯から4歯まで 2点
- (2) 5歯から8歯まで 3点
- (3) 9歯から11歯まで 5点
- (4) 12歯から14歯まで 7点

2 総義歯（1顎につき） 10点

M018-2 3次元プリント有床義歯

1 3次元プリント有床義歯歯冠部用材料（1歯につき） 6点

2 3次元プリント有床義歯義歯床用材料（1顎につき） 203点

M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき） 35点

M020 鑄造鉤（1個につき）

1 14カラット金合金

(1) 双子鉤

イ 大・小白歯 3,055点

ロ 犬歯・小白歯 2,486点

(2) 二腕鉤（レストつき）

イ 大白歯 2,486点

ロ 犬歯・小白歯 1,909点

ハ 前歯（切歯） 1,470点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

(1) 双子鉤

イ 大・小白歯 1,548点

ロ 犬歯・小白歯 1,211点

(2) 二腕鉤（レストつき）

イ 大白歯 1,063点

ロ 犬歯・小白歯 924点

ハ 前歯（切歯） 857点

3 鑄造用コバルトクロム合金 6点

M021 線鉤（1個につき）

1 不銹鋼及び特殊鋼 5点

2 14カラット金合金

(1) 双子鉤 1,438点

(2) 二腕鉤（レストつき） 1,111点

M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）

1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

(1) 前歯 429点

(2) 犬歯・小白歯 462点

(3) 大白歯 531点

2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

(1) 前歯	27 点
(2) 犬歯・小白歯	27 点
(3) 大白歯	27 点
M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）	
1 磁石構造体	777 点
2 キーパー付き根面板	
(根面板の保険医療材料料（1 歯につき））	
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大白歯	1,062 点
ロ 小白歯・前歯	778 点
(2) 銀合金	
イ 大白歯	62 点
ロ 小白歯・前歯	46 点
(キーパー)	
1 個につき	233 点
M023 バー（1 個につき）	
1 鋳造バー	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	2,482 点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	19 点
2 屈曲バー	
不銹鋼及び特殊鋼	30 点
M030 有床義歯内面適合法	
軟質材料を用いる場合（1 顎につき）	
1 シリコン系	166 点
2 アクリル系	99 点

(別紙2)

材料料

N008 装着

1 帯環 (1個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ レジン系

a 標準型

17点

b 自動練和型

36点

ロ グラスアイオノマー系

a 標準型

10点

b 自動練和型

12点

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ

12点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ

4点

2 ダイレクトボンドブラケット (1個につき)

ダイレクトボンド用ボンディング材料

6点

N008-2 植立 (1本につき)

歯科矯正用アンカースクリュー

378点

N012 床装置 (1装置につき)

15点

N013 リトラクター (1装置につき)

540点

N014 プロトラクター (1装置につき)

1,224点

N015 拡大装置 (1装置につき)

1 床拡大装置

80点

2 ポータータイプ (装着材料料との合計により算定する。)

6点

3 スケルトンタイプ (装着材料料との合計により算定する。)

237点

N016 アクチバトール (FKO) (1装置につき)

1 アクチバトール

12点

2 ダイナミックポジショナー

40点

N017 リンガルアーチ (1装置につき)

222点

N018 マルチブラケット (1装置につき)

1 矯正用線 (丸型)

11点

2 矯正用線 (角型)

12点

3 矯正用線 (特殊丸型)

19点

4 矯正用線 (特殊角型)

23点

5 超弾性矯正用線 (丸型及び角型)

27点

N019 保定装置 (1装置につき)

1 プレートタイプリテーナー

15点

2 メタルリテーナー

95点

3 スプリングリテーナー

3点

4 リンガルアーチ

222点

5 リンガルバー

不銹鋼及び特殊鋼

29点

6 ツースポジショナー

40点

7 フィクストリテーナー

45点

N020 鉤 (1個につき)

1	簡単なもの	
	不銹鋼及び特殊鋼	2点
2	困難なもの	
	不銹鋼及び特殊鋼	3点
N021	帯環（1個につき）	
1	帯環のみ	
	(1) 切歯	16点
	(2) 犬歯・臼歯	16点
2	ブラケット付帯環	
	(1) 切歯	31点
	(2) 犬歯・臼歯	30点
3	チューブ付帯環	
	臼歯	57点
N022	ダイレクトボンド用ブラケット（1個につき）	30点
N024	弾線（1本につき）	5点
N025	トルキングアーチ（1本につき）	23点